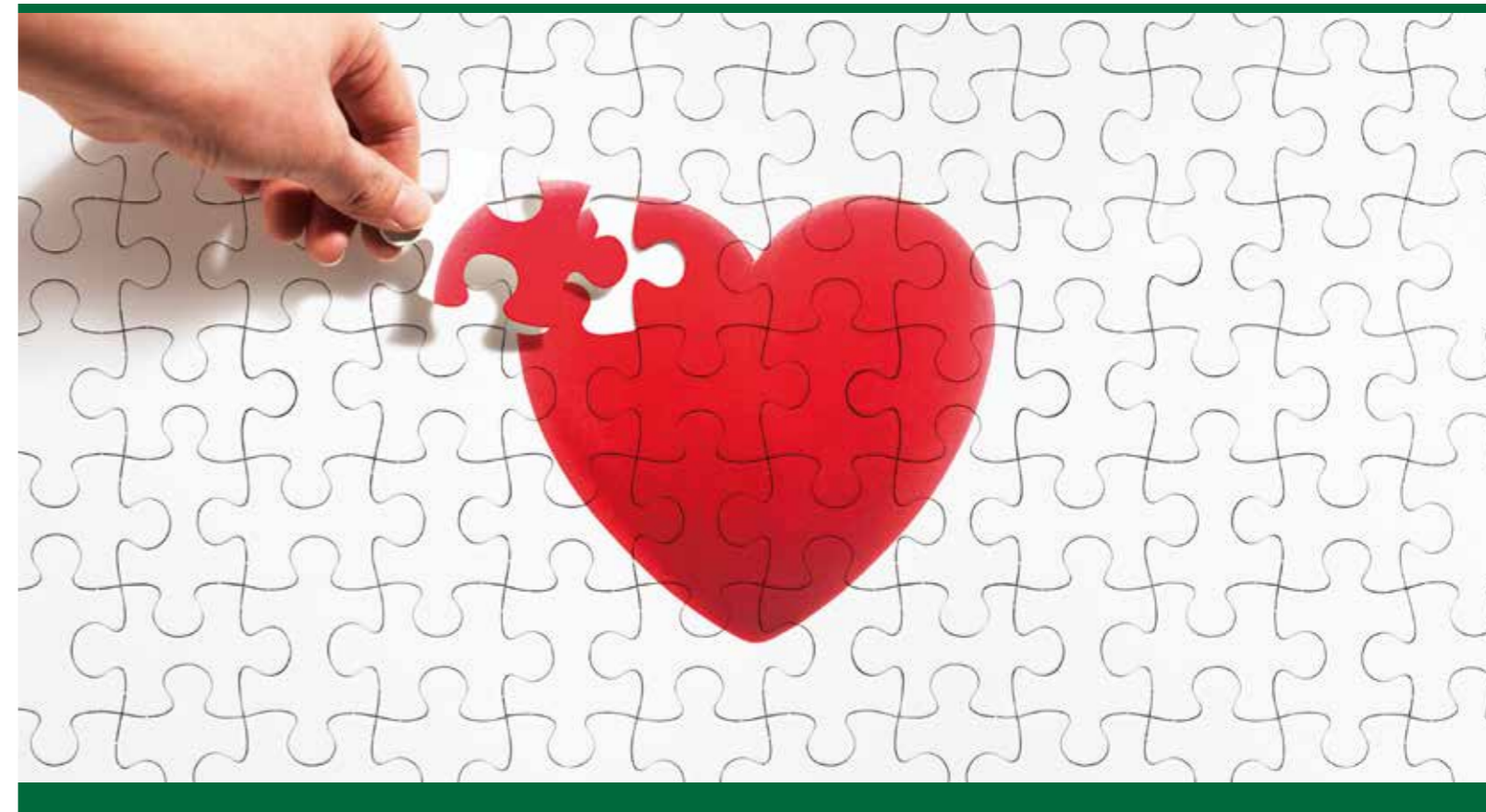


こだわりガン保険

契約概要



〔金融機関を募集代理店とする場合のお客さまへのご説明事項〕

- この保険にご契約いただくか否かが、取扱金融機関におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- この保険はマニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 法令にもとづき、お客さまの「お勤め先」や「取扱金融機関への事業のための融資お申し込み状況」により、取扱金融機関でお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが生命保険募集人の権限などに関しまして、確認をご希望される際には、ご遠慮なく下記のマニユライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

この保険のお申し込みをされる際には、この「契約概要」のほか、「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」
「ご契約のしおり/約款」もあわせてご確認ください。

ご契約前に十分にお読みください

この「契約概要」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を記載しています。
ご契約前に十分お読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階
ホームページ：www.manulife.co.jp

マニユライフ生命コールセンター ☎ **0120-063-730**
受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。ご契約に際しては「[申込書](#)」や「[設計書](#)」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。
- 支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由や制限事項などの詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「[重要事項のお知らせ\(注意喚起情報\)](#)」「[ご契約のしおり/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

1 商品の特征としくみ

■ 保険商品の名称

- 正式名称：無配当保険料払込期間中無解約返戻金型終身ガン診断保険
- ペットネーム：こだわりガン保険

■ 特徴

● 一生涯の保障

被保険者が、ガンに罹患したと診断確定されたときなどに給付金をお支払いする一生涯保障の続くガン保険です。また、初めて上位の進行度を示す病期(ステージⅢまたはⅣ)または特定ガンと診断確定された日から5年後の応当日に生存されている場合、ガン克服サポート給付金をお支払いします。

参照 「ガン」「上位の進行度を示す病期」「特定ガン」について、くわしくは「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

● 2つの保険料率

この保険の保険料率は、「標準保険料率」と、被保険者が所定の基準を満たした非喫煙者である場合に適用となる、「標準保険料率」と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」があります。

特約の保険料率にも、一部を除いて「標準保険料率」と「非喫煙者保険料率」のお取り扱いがあります。

参照 保険料率について、くわしくは[P.3](#)をご覧ください。

● 保険料払込期間

短期払と終身払の2種類があります。

参照 保険料払込期間について、くわしくは[P.3](#)をご覧ください。

● 保険料の払込免除

被保険者が所定の高度障害状態・身体障害状態に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みが免除になります。

参照 保険料の払込免除については、[P.5](#)をご覧ください。

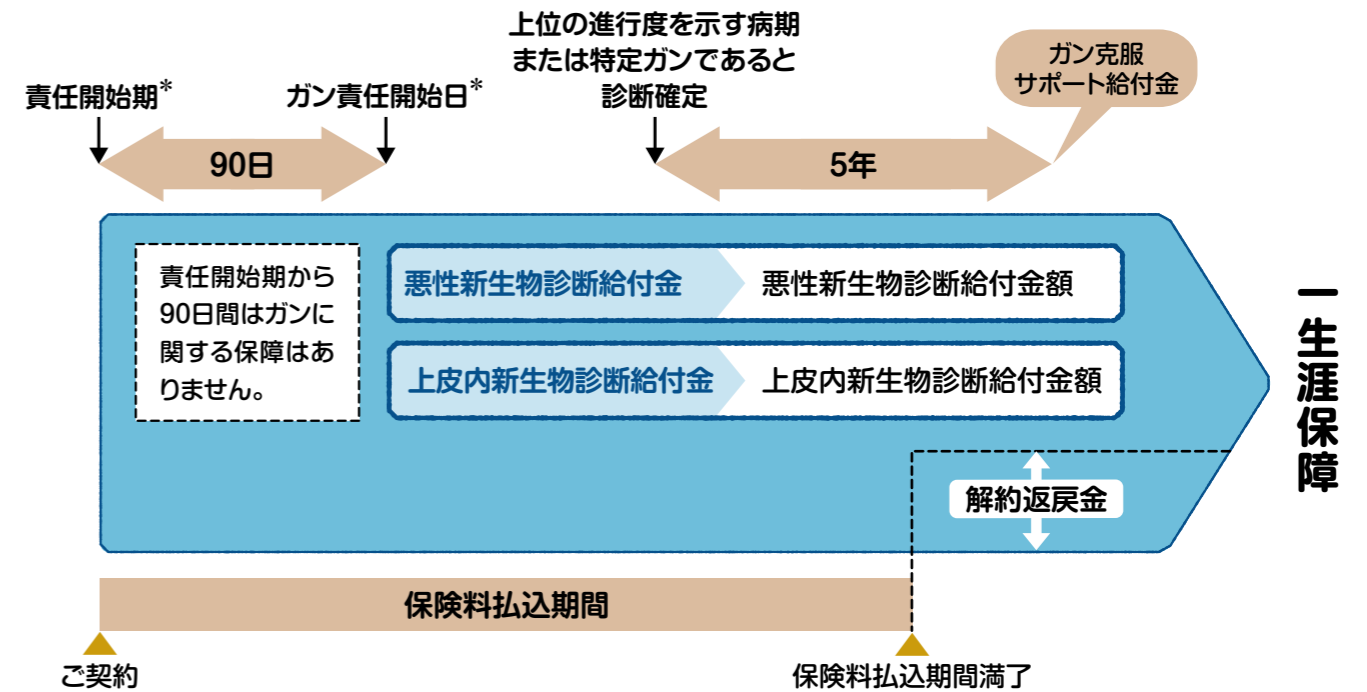
● 保障内容の充実

特約を付加いただくことで、保障内容をより一層充実させることができます。

先進医療に備える特約や、抗ガン剤治療に備える特約など、さまざまなニーズに応えられる特約をご用意しています。

参照 特約について、くわしくは[P.6](#)をご覧ください。

■ 主契約のしくみ図【短期払の場合】



*責任開始期・ガン責任開始日：申し込まれたご契約の保障が開始される時期を「責任開始期」といい、その責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。なお、ガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目を「ガン責任開始日」とし、その日から開始します。

2 お取扱内容

■保険期間、保険料払込期間および契約年齢

保険期間	保険料払込期間	契約年齢		
		標準保険料率	非喫煙者保険料率	
終身	短期払	10年	0～60歳	20～60歳
		60歳満了	0～45歳	20～45歳
		65歳満了	0～50歳	20～50歳
		70歳満了	0～55歳	20～55歳
	終身払	終身	0～80歳	20～80歳

※0歳については誕生日からその日を含めて14日経過後

悪性新生物保険料払込免除特約を付加する場合の保険料払込期間および契約年齢

保険期間	保険料払込期間	契約年齢		
		標準保険料率	非喫煙者保険料率	
終身	短期払	10年	0～60歳	20～60歳
		60歳満了	0～45歳	20～45歳
		65歳満了	0～50歳	20～50歳
		70歳満了	0～55歳	20～55歳
	終身払	終身	0～50歳	20～50歳

※0歳については誕生日からその日を含めて14日経過後

■保険料率

●被保険者が次の基準を満たした非喫煙者の場合は、「標準保険料率」と比べて割安な保険料の「非喫煙者保険料率」が適用となります。

【適用基準】 過去1年以内に喫煙をしていないこと

- ・喫煙歴については、告知に加えマニユライフ生命所定の検査を実施いたします。所定の検査の結果などによっては、「非喫煙者保険料率」でお引き受けできない場合があります。

※主契約および次の特約の保険料は、「標準保険料率」または「非喫煙者保険料率」のいずれかを適用して計算します。

- ①無配当無解約返戻金型ガン入院特約
- ②無配当無解約返戻金型ガン通院特約
- ③無配当無解約返戻金型抗ガン剤治療特約
- ④無配当無解約返戻金型ガン手術・放射線治療特約

・悪性新生物保険料払込免除特約が付加されている場合、悪性新生物保険料払込免除特約の保険料は、主契約およびこれに付加されている特約の保険料に組み込まれています。

■保険料払込方法

保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
保険料払込方法(経路)*1	クレジットカード扱(月払)*2 口座振替扱(月払・半年払・年払)、振込扱(半年払・年払) 団体扱(月払)

*1 保険料払込方法(経路)による保険料の割引は行っておりません。また、団体扱は勤務先などの団体とマニユライフ生命が団体扱契約を締結する必要があります。

*2 契約者が法人の場合は、クレジットカード扱はお取り扱いできません。

3 保障内容(主契約)

参照 くわしくは、「[ご契約のしおり](#)」/[約款](#)をご確認ください。

被保険者が、次のお支払事由に該当されたときに給付金をお支払いします。

■ガン診断給付金

●受取人：被保険者

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン診断給付金	① ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定され、かつ、その悪性新生物が上位の進行度を示す病期*1または特定ガンであると医師によって診断確定されたとき	悪性新生物診断給付金額×100%
	② ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、①に該当したときを除く*2	ただし、①に該当した場合には、悪性新生物診断給付金額×200%
	③ ①または②の初めて悪性新生物と診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始されたとき	悪性新生物診断給付金額×200%
上皮内新生物診断給付金	④ ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき	上皮内新生物診断給付金額
	⑤ ④の初めて上皮内新生物に罹患したと診断確定された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された上皮内新生物の治療を目的として入院を開始されたとき	上皮内新生物診断給付金額

●悪性新生物診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に悪性新生物の治療を目的とする入院を継続している場合には、その日にお支払事由に該当したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

●悪性新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に悪性新生物診断給付金のお支払事由に該当した場合は、悪性新生物診断給付金はお支払いしません。

●上皮内新生物診断給付金のお支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に上皮内新生物の治療を目的とする入院を継続している場合には、その日にお支払事由に該当したものとみなして上皮内新生物診断給付金をお支払いします。

●上皮内新生物診断給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に上皮内新生物診断給付金のお支払事由に該当した場合は、上皮内新生物診断給付金はお支払いしません。

次のページへ続く →

*1 「TNM悪性腫瘍の分類」の病期分類上のⅢ期またはⅣ期
 *2 被保険者が、お支払事由②により悪性新生物診断給付金が支払われた後に初めて上位の進行度を示す病期または特定ガンであると医師によって診断確定された場合には、悪性新生物診断給付金額×100%をお支払いします。ただし、このお支払いは1回限りとします。

※「**悪性新生物**」「**上位の進行度を示す病期**」「**特定ガン**」「**上皮内新生物**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

■ガン克服サポート給付金

●受取人：被保険者

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン克服サポート給付金	被保険者がつぎのいずれかに該当された日から 5年後の応当日の前日の満了時に生存されているとき ①ガン診断給付金の①のお支払事由に該当されたとき ②ガン診断給付金のお支払事由②により悪性新生物診断給付金が支払われた後に初めて上位の進行度を示す病期または特定ガンであると診断確定されたとき	悪性新生物診断給付金額の50%相当額



ガン克服サポート給付金のお支払いは**1回限り**です。



- ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、保険契約は無効となり、「ガン診断給付金」、「ガン克服サポート給付金」はお支払いしません。
- この保険には、死亡給付金はありません。
- 被保険者が死亡されたとき、この保険に解約返戻金がある場合は、その額を契約者にお支払いし、ご契約は消滅します。
- 契約者が法人の場合、ご契約の締結の際にお申し出がないときには給付金は契約者にお支払いします。

参照 給付金をお支払いできない場合について、くわしくは「**重要事項のお知らせ(注意喚起情報)**」「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

4 保険料の払込免除

参照 くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

被保険者が、責任開始期以後の保険料払込期間中に、次のいずれかの保険料の払込免除事由に該当された場合には、それ以後の保険料のお払い込みを免除します。

■疾病・不慮の事故などにより高度障害状態・身体障害状態になったとき

保険料の払込免除事由

- ①**疾病**または**傷害**により、**高度障害状態**に該当されたとき
- ②**不慮の事故による傷害**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に**身体障害の状態**に該当されたとき

次のページへ続く →

※「**高度障害状態**」「**不慮の事故**」「**身体障害の状態**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

参照 「悪性新生物保険料払込免除特約」が付加された場合の、悪性新生物で所定の状態になったときの保険料の払込免除については、**P.8**をご覧ください。

5 解約返戻金

- この保険(主契約)は、短期払の場合には、保険料払込期間中は解約返戻金がありませんが、保険料払込期間満了後かつ保険料のお払い込みが終了している場合には、悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金があります。また、終身払の場合には、解約返戻金はありません。
- この保険に付加できる特約には、解約返戻金はありません。

6 ご契約が消滅したときなどにおける保険料のお取り扱い

払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅(解約、解除その他理由を問いません)、または保険料のお払い込みが免除されたときなど、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。

7 配当金

この保険に配当金はありません。

8 付加できる特約

参照 くわしくは、「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

- 次の各特約①～⑤および⑦は、被保険者が特約の保険期間中にそれぞれのお支払事由に該当されたときに給付金をお支払いするものです。また、⑥の特約は、被保険者が特約の保険期間中に初めて悪性新生物に罹患したと診断確定されたときに保険料のお払い込みを免除するものです。



- 各特約のお支払事由のガンは、ガン責任開始日以後に診断確定されたガンに限ります。
- ①～⑤および⑦の各特約では、ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、各特約は無効となり、各特約の給付金はお支払いしません。⑥の特約も同様に無効となり、保険料のお払い込みは免除しません。

参照 「ガン(上皮内新生物、悪性新生物)」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご覧ください。

**① 無配当無解約返戻金型
ガン入院特約**

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン入院 給付金	ガン責任開始日以後に、 ガン(上皮内新生物・悪性新生物) により入院されたとき	ガン入院給付金日額 × 入院日数

●ガン入院給付金の支払日数は、**無制限**です。

**② 無配当無解約返戻金型
ガン通院特約**

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン通院 給付金	無配当無解約返戻金型ガン入院特約のガン入院給付金が支払われる入院の退院後365日以内の期間に、その ガン(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的として通院されたとき	ガン通院給付金日額 × 通院日数

●1回の通院期間(退院後365日以内の期間)におけるお支払限度は**60日**です。

この特約を付加するには、「無配当無解約返戻金型ガン入院特約」をあわせて付加する必要があります。

**③ 無配当無解約返戻金型
ガン手術・放射線治療特約**

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン手術・ 放射線治療 給付金	ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を直接の目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料もしくは放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為または輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術を受けられたとき	手術または放射線治療1回につき、ガン手術・放射線治療給付金額

- 同時に2以上の手術(放射線治療を含みます)を受けられたときは、1回の手術を受けたものとみなしてガン手術・放射線治療給付金をお支払いします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される手術を複数回受けられたときは、その手術に対してガン手術・放射線治療給付金が支払われることとなった直前の手術を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた手術に対してはガン手術・放射線治療給付金をお支払いしません。
- ガン手術・放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を複数回受けられたときは、ガン手術・放射線治療給付金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けられた日から、その日を含めて60日以内に受けられた放射線治療に対してはガン手術・放射線治療給付金をお支払いしません。

次のページへ続く →

●骨髄移植術には、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植を含めます。ただし、異種移植(ヒト以外からヒトへの移植)は含めません。

※「**公的医療保険制度**」「**医科診療報酬点数表**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

**④ 無配当無解約返戻金型
抗ガン剤治療特約**

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
抗ガン剤治療 給付金	ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗ガン剤治療を受けられたとき	お支払事由に該当した日の属する月ごとに、抗ガン剤治療給付金額

●抗ガン剤治療給付金のお支払限度は、**通算60回分**です。

※「**歯科診療報酬点数表**」「**抗ガン剤**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

**⑤ 無配当無解約返戻金型
ガン緩和療養特約**

- 保険期間・保険料払込期間：主契約と同一
- 受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン緩和療養 給付金	ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因とする次のいずれかに該当する入院または通院をされたとき ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院 ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院	お支払事由が該当した日が属する月ごとに、ガン緩和療養給付金額

●ガン緩和療養給付金のお支払限度は、**通算12回分**です。

※「**疼痛緩和薬**」について、くわしくは「**ご契約のしおり／約款**」をご確認ください。

⑥ 悪性新生物保険料払込免除特約

中途付加
できません

被保険者が、この特約の責任開始期以後の保険料払込期間中に、次の保険料の払込免除事由に該当されたとき、それ以後の保険料のお払い込みを免除します。

保険料の払込免除事由
ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと診断確定されたとき

次のページへ続く →

●この特約の保険期間は、契約日からこの特約が付加されている主契約および主契約に付加される特約の保険料払込期間がすべて満了する時までです。



- 上皮内新生物は保険料の払込免除の対象となりません。
- ガン責任開始日の前日以前にガン(悪性新生物)に罹患したと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効となり、保険料のお払い込みは免除しません。

⑦ 無配当無解約返戻金型
ガン先進医療特約

●保険期間・保険料払込期間：10年
●受取人：被保険者

中途付加
できません

給付金の名称	お支払事由	お支払額
ガン先進医療給付金	ガン責任開始日以後に、ガン(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因とする先進医療による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料相当額
ガン先進医療見舞給付金		1回の療養につき、5万円

先進医療とは

厚生労働大臣が定める先進医療

(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)

- 対象となる先進医療は適宜変更され、受療時に先進医療の対象となっていた医療技術がお支払いの対象となります。なお、先進医療については、厚生労働省のホームページで逐次ご確認ください。
- 先進医療の一覧に記載の医療技術による治療を受けても、治療方法や症例によっては、先進医療による治療に該当しないこともあります。治療を受けられる前に主治医に必ずご確認ください。

●この特約の保険期間は10年(最長90歳まで更新可能)です。

- ・主契約の保険料払込期間中に特約の保険期間が満了する場合、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出がない限り、自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了時の被保険者の年齢が90歳以下、かつ、更新後の保険期間満了の日が主契約の払込期間満了の日を超えないこととします。
- ・更新後の保険期間は更新前の保険期間と同一とします。ただし、上記の限度をこえる場合には、その年齢まで保険期間を短縮して更新されます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後も、お申し出いただいたときは、所定の範囲内で更新できる場合があります。くわしくは、マニユライフ生命コールセンターにお問い合わせください。
- ・最終更新満了が90歳となる時に、お申し出により保険期間を終身として更新できます。
- ・更新後の特約の保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。

次のページへ続く →



- 同一の先進医療において複数回にわたり一連の療養を受けた場合、ガン先進医療見舞給付金は、それらの一連の療養につき1回のお支払いとなります。
- 患者申出療養*として先進的な医療を受けられた場合には、先進医療給付金および先進医療見舞給付金はお支払いしません。
- ガン先進医療給付金のお支払いの総額が2,000万円に達したときは、この特約は消滅します。
- 先進医療給付金またはガン先進医療給付金が支払われるマニユライフ生命の他の保険にご加入済みの場合、この特約は付加できません。

*患者の申し出により、先進的な医療を身近な医療機関で迅速に受けられるようにする制度。詳細については、厚生労働省ホームページをご参照ください。



- マニユライフ生命は、法令等の改正による公的医療保険制度の改正があり、各特約のお支払事由に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、各特約のお支払事由を変更することがあります。この場合、各特約のお支払事由を変更する2か月前までにご契約者あてにご連絡いたします。
- 各特約は、主契約が消滅したとき、または各特約の通算支払限度に達したときに消滅します。
- 「無配当無解約返戻金型ガン通院特約」は、「無配当無解約返戻金型ガン入院特約」が消滅したときも消滅します。

指定代理請求特約

法人契約には付加できません

中途付加できません

被保険者が受取人となる給付金などを、被保険者ご自身が請求できない所定の特別な事情(病気やケガで意思表示ができない場合など)があるとき、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた「指定代理請求人」がその被保険者に代わってご請求いただけます。

参照 給付金をお支払いできない場合について、くわしくは「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。

9

各種お手続きやご契約に関するお問合せ窓口

引受保険会社名：マニユライフ生命保険株式会社

引受保険会社への苦情・相談窓口

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・照会などにつきましては、コールセンターまでご連絡ください。

マニユライフ生命コールセンター ☎ 0120-063-730 受付時間 9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

参照 くわしくは、「重要事項のお知らせ(注意喚起情報)」をご確認ください。